

第 16 号議案

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第 2 項中「1 時間当り」を「1 時間当たり」に、「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 職員が、定められた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合には、その超えて勤務した全時間に対する超過勤務相当分の報酬として、前 2 項に掲げる報酬に付加してこれを支給する。この場合における超過勤務相当分の報酬の額は、規則で定めるところにより、当該職員の勤務 1 時間当たりの報酬の額を基礎に算出しなければならない。

付 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の超過勤務相当分の報酬を定めるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。